## 平成27年第4回定例会 厚生常任委員会記録

	1 19%	, 2 . ,	77 <del>-</del> E	可定例云	十二॥	<b>山安貝云</b> (	1024		
開催日時				日 午前 9 F 日 午前 1 1 F	時00分 時34分	招集場所	第3委員会室		
付 託事 件	議案第119号 西予市授産施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第120号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について 議案第121号 西予市国民保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第125号 平成27年度西予市一般計補正予算(第4号) 議案第126号 平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号) 議案第129号 平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)								
出席	沖野 健三		酒井宇之吉		松山 清		元親 孝志		
委 員	森川	森川 一義 梅		光俊					
	公営企業部長 宗 正弘			生活福祉部長	横山博文	つくし苑	事務長 篠藤義直		
	社会福祉課長 河野祐子			市民課長 三好忠利		高齢福祉	高齢福祉課長 宇都宮一雄		
<b>新田昌</b>	環境衛生課長 酒井信也			つくし苑事務長補佐 兵頭公人		社会福祉	社会福祉課長補佐 一井健二		
説明員	社会福祉課長補佐 宇都宮積矢			人権対策室長 富永一彦		市民課長	市民課長補佐 宇都宮正記		
	市民課国保係長 野本伸治			高齢福祉課長補佐 小玉浩幸		環境衛生調	環境衛生課長補佐 大塚義導		
傍聴者	傍聴者 なし								
酒井副委員長 開会宣告を行うとともに委員長に挨拶を促す。開会午前9時(							会午前9時00分		
沖野委員長		委員会開催にあたっての挨拶を行う。							
酒井副委員長		公営企業部長に挨拶をお願いする。							
宗公営企業部長		挨拶を行う。							
酒井副委員長		委員会開催中における注意事項を伝え、以降の進行を委員長に委ね							
Name of the last		3. ************************************							
沖野委員	<b></b>	議案審査に入る旨を告げる。							
【つくし苑所管分】 満案第 129 号「平成 27 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補 正予算(第 1 号)」を議題とし、課長の説明を求める。 篠藤つくし苑事務長 沖野委員長 質疑を諮る。									
梅川委員 これ関連になるかもしれませんけど、1つだけお願いします。今月							顔いします。今度増		
	床をしながら運営をされるということなんですけれども、それに対								
る人員と会計と言いますか、その流れ方っていうのはきちんと						のはきちんと出来て			
		いるのかな。この貸借対照表を見ると、もう資本金の 50%を切って							
		いるという状況ですね。だから、増床をして前向きに行かないと赤字							
が止まらないよと自分が以前に言うたことあるんですけれど、な							ですけれど、ちょっ		

篠藤つくし苑事務長

と私の考え方も間違っていたかなという部分があるんですけれども、 増床をして、職員を増やして、入所者も増やして、その流れとしてど ういう計画というか、計算でおいでるのかということが1点と、人員 確保はきちんとできるのかということ。

ただ今の梅川委員のご質問にお答えさせていただきます。まず人員の 関係なんですけど、現在つくし苑には72人の職員がおります。その うち、39人が介護職員であります。この介護職員は、介護保険法の 人員基準によるもので、その人数を調整しておるわけなんですけど も、入所者3人に1人の介護職員が必要ということになっておりま す。現在、入所定員が80人でございますので、それを3で割ります と、入所の方に27人、それからデイケアの方もやっております。デ イケアの方の入所定員が25人ということでございますので、デイケ アの方は10人に1人の職員ということでございますので、25割る10 ということで3人、ということで最低の職員数は現在30人が必要で あります。先ほど言いましたように39人おりますので、9人多く職 員が配置されていると状況なんですけれども、ご存じのとおり入所者 が、要介護度が4とか5の重症者と呼んでおりますけれども、その方 の入所される比率が高くて、通常の人員基準の人数では、その介護者 にサービスを提供することがなかなかできないということで、人員を 余分に配置しております。ですから今後、増床をしていく中で20床 増床を目指しておりますので、100人とした場合には、先ほどの計算 でいきますと38人の介護職員が必要になります。ですから、実際に は今39人いるということになっておりますので、人員基準では満た されておりますけれども、それではやっぱり目の届かないところで事 故が起きたりしてもいけませんので、その人員は今後、その人員基準 と合わせながら、調整をしていきたいと思います。それが2人になる のか3人になるのかということは、入所者もいっぺんに20人は増え ないので、増えた順々に職員も増やしていくという考えでおります。 それからもう1点の、今後の収益、費用の推計なんですけども、資料 を配らせていただいてもかまいませんですか。

宗公営企業部長 沖野委員長 沖野委員長 篠藤つくし苑事務長 暫時休憩を求める。

暫時休憩を告げる。(9:13~9:15)

再開を告げる。

先ほどの梅川議員の、今後増築をした場合に、収益と費用はどうなっていくのかというご質問にお答えをさせていただきます。今ほどお配りをさせてもらいました資料、「つくし苑利用者(80 床→100 床)収益・費用推計表」を見ていただきたいと思います。この表は、今年度平成27年度から増築完成後平成39年度までの施設事業収支と資本的収支の推計表です。この表で重要な部分が、下から2行目の留保資金(つくし苑残高)になります。この留保資金が年度ごとにどのように

推移していくかを示しております。今年度、この補正予算を計上する ことによりまして、平成27年度末の留保資金は、22,889千円を見込 んでおりますが、増築が完了する平成29年度までは、非常に厳しい 施設運営になると思われます。しかし、増築を機に平成30年度以降 は、利用者が徐々に増加することによりまして、事業収益は平成27 年度の4億1千7百万円に対し、31年度では5億1千7百万円を見 込んでおりまして、比較で約1億円の増収を見込んでおります。この ように事業収益が増加することにより、留保資金も徐々に増加してい き、安定した経営を行うことができるのではと思っております。今の 推計表、細かい部分はいろいろありますけれども、以上で説明を終わ らせていただきまして、増築の関係の資料を見ていただきたいと思い ます。まず増床を行うこととなった経緯ですけれども、西予市の第6 期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画につくし苑の20床増築が採 択されましたことから、本年度から準備に取り掛かり、平成29年12 月の完成を目指しております。なお20床増床という数値につきまし ては、介護保険法の人員に関する基準により、常勤医師1人の配置で 入所者 100 人までという縛りがありますため、現在の 80 床から 20 床 の増床を目指すものであります。まず最初の資料の事業計画につきま しては、現在実施設計の段階で流動的な部分もあります。その実施設 計が年明け2月には完了する予定で、その後建築確認を経て、建設工 事に入る予定になっております。最終工事としまして、空調とLED の改修を終え、平成29年12月末の完成を予定しております。建物に つきましては、3階建996.24 m<sup>2</sup>で、総事業費は流動的ではあります が、概算で約5億~6億円を見込んでいるところです。なお工事には 既存の施設の空調、既存施設が平成9年に完成しておりますので、も う 18 年を経過しておりますので、空調設備はもうやりかえないけん 時期が来ております。空調設備と合わせてLEDの改修も含まれてお ります。資料の2枚目なんですけれども、増築場所についてですが、 ピンク色で示した部分、既存の建物の北側の現在の駐車場に位置する 部分なんですけれども、ここに増築をする予定となっております。次 をめくっていただいたら、3枚目からは平面図を付けております。ま ず1階部分なんですが、現在のデイルームを広げて、浴室と調理室を 新設する予定です。次のページに2階部分を付けております。ここが 今回の増築の主な部分なんですけれども、現在の食堂を広げまして、 廊下を通じてその向こう側に増床するということで、個室が4室、2 人部屋が2室、4人部屋が3室で合計20床ということにしておりま す。なお3階部分は屋上になるわけなんですけれども、利用者が散歩 の時などに利用していただくという計画です。そして、既存の駐車場 部分に増築をいたしますため、駐車場の方もまた準備せないけないん ですけども、その北側部分に現在は田んぼでありますが、そこの部分

松山委員

篠藤つくし苑事務長

の土地を借用して駐車場として利用する予定でございます。それから、財源につきましては、企業債と過疎債から借り入れて対応する予定です。起債の償還計画に基づき、返済予定としております。現在の計画では、平成27年から増築完成直後の平成30年までは大変厳しい状態が続くということでございますので、一般財源からの繰入をいただきながら運営をしていくということで、予定をしております。以上簡単でございますけれど、増築部分の説明とさせていただきます。増築部分は別として、今回の補正の内容なんですけど、この運営資金、施設運営収益の減額が見込まれるということで、感染症などで入所者が少なかったというのがその原因だという説明があったんですけど、他会計繰入金について、来年以降の見通しというか、基本的には予算を立てて計画するんだから、ゼロということで、突発性なことがなかったらそういうような今年のような補正はないという考えでよろしいかお尋ねします。

松山委員のご質問にお答えしたいと思いますが、これまでの経緯も含 めて説明をさせていただきます。つくし苑の決算時の純損失が年ごと に増加しております。平成26年度決算時には、約3282万円となりま した。このような状況の背景には、企業会計制度や介護保険法の改正 があります。なかでも運営資金の減少の大きな要因なんですけど、介 護報酬の減額改訂がありまして、つくし苑が平成9年に建設されてか ら、平成16年までは経営も順調に推移しておりました。留保資金も 当時は約1億7千万円を保留しておりましたけれども、介護報酬の改 定は3年に1回あるわけなんですけれども、平成17年10月の介護保 険の減額改訂によりまして、収益が落ち込み始めました。その後も3 年に1度見直される介護報酬は減額改訂が続きまして、平成20年度 末には9900万円あった現金預金が、平成26年度末には2500万円の 残額になりました。今年につきましてはさらに、先ほど言われたとお り年度当初にノロウイルス感染症が発生しまして、5人の入所者が感 染いたしました。そのために新規入所者を受け入れることができない 状態になりました。このことによりまして、4月から6月までの入所 者の実績が85%に低迷をいたしました。これを金額に置き換えます と、3か月で1千万円以上の減収となるわけです。現在の入所率は 90%以上まで回復してきましたが、この間の減収部分は取り戻すこと は出来ません。従いまして、今回の補正予算で一般会計からの起業債 利息と元金の2分の1を、補助金として繰り入れていただくというこ となんですけれども、先ほど説明をしました中に、増築までの4年間、 大変厳しいものがあると言いましたけども、先ほどの収益・費用推計 表の中でも出ておりますとおり、平成30年までは大変厳しい状況で ありますので、今回の補正額と同じものを、4年間についてのみ当初 予算で計上させていただいて対応したいというふうに考えておりま

す

元親委員

1点お伺いをしたいと思います。先ほどの説明の中で、今の入所者の 要介護度が年々高くなっているという説明があったと思うんですが、 この老健施設の本来の目的は短期入所で、ある程度改善されて、また 自立の生活に戻っていくということで、比較的軽度の人を受け入れる 施設と僕は解釈してたんですけども、要介護度4とか5とかの人が入 所されて、3か月ですかね、入所期間が。出ていった先の連携という のはうまく取れているのかという。おそらくそこを出ていかれても自 立できない。そうするとつくし苑に代わる受け入れ先が必要になって くると思うんですが、その辺の連携はどうなんですか。お伺いしたい と思います。

篠藤つくし苑事務長

今の元親委員のご質問にお答えいたします。まずつくし苑の立ち位置なんですけれども、病院と特別養護老人ホームと在宅の中間にある施設だとご理解願いたいと思います。それによりまして、当然野村病院と併設の老健施設ということもありまして、まず野村病院から退院できる患者が在宅へ帰れない状態の時。例えば、退院して帰れるけれども在宅で1人では生活できない方の受け入れになります。それから逆に、現状では在宅で老々介護をされておった。介護をされている方が例えば調子が悪くなって、入院をせないけなくなったという場合とかですね。そういった場合に受け入れということになります。それから、先ほど元親委員も言われましたように、リハビリを行って在宅へ帰っていただくということではあるんですけれども、在宅で生活できるようには中々ならないというのが現状だと思います。ですから、出られた方が他の特別養護老人ホームとかに入所される場合も、結構あります。現状はこのような状態であります。

元親委員

質問しても難しいとは思うんですけども、当然今の西予市の施設の状況を見ると、待機者の数がいつもあるわけですよね。言うたら入所がどこも満杯というような中で、期間が過ぎて出ていって、じゃどこが受け入れてくれるのかという話ですよね。そういうものとのある程度の連携というものが出来ているのかという質問なんですけど。

篠藤つくし苑事務長

まず、先ほど在宅の関係の話をさせていただいたんですけど、今高齢福祉課の方で進めていると思うんですが、去年法改正がありまして、特別養護老人ホームが要介護度3以上の方でないと入所できないという法改正がありました。ですから、2末満の人の受け皿は在宅にというのが国の考え方でございます。ですから、在宅で生活するということになりますと、在宅での福祉サービスの重要性があると思います。例えばホームヘルプサービスを充実させるとかいうことではないかと思いますが、その関係については、高齢福祉課の方で準備を進めている状態だと思っております。それから、老健施設から見て病院との連携なんですけれども、病院は、国が今後10年間で16万床から

20万床のベッド数を削減するということを打ち出しました。当然野 村病院にもその影響はあると思います。愛媛県レベルで2割から3割 の病床削減が強いられると聞いております。それで、野村病院は今後 それに対してどうするか検討している段階だと思うんですが、地域包 括ケア病床というものがありまして、減ったベッド数の代わりにその 地域包括ケア病床の申請をして対応をしていくということでござい ます。その地域包括ケア病床というのはどういうものかと言います と、通常病院は入院する場合、平均在院日数を何日までにするかとい う目標を立てております。それが野村病院の場合、20日以内という ふうに立てておると思うんですが、地域包括ケア病床というのは急性 期の治療が経過して病状が安定した患者さんに対して、在宅や介護施 設へ復帰の支援に向けた医療や支援を行うという病棟らしいです。そ の病棟の申請が出来ますと、入院日数が最大60日まで延長できると 聞いております。その60日間は、診療点数が1日2,000点と換算で きると。ただし、60日を過ぎたら一挙に700点に下がるということ なので、60日を過ぎた時点で在宅に帰られるのか、施設に入られる のかという話になりましたら、在宅に帰れる人はいいんですけど、そ こから施設へということになりましたら、つくし苑への入所というこ とになります。逆につくし苑から退所される場合、在宅へ帰れればい いんですけど、調子が悪くなって病院に入院される場合もよくありま す。ですから、年を明けたら野村病院の関係者と協議をせないけんと 今準備をしておるところなんですけど、病院から見れば入退院、つく し苑から見れば入退所、この連携をうまく調整しながら、今後充実さ せていくということが大切かなと思っております。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(9:33~9:41)

沖野委員長

再開を告げる。

沖野委員長

質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。

沖野委員長

採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。

沖野委員長

挙手全員により、議案第129号については当委員会においては原案可

決の旨を告げる。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(9:42~9:45)

沖野委員長

再開を告げる。

酒井副委員長

生活福祉部長に挨拶をお願いする。

横山生活福祉部長

挨拶を行う。

沖野委員長

議案審査に入る旨を告げる。

### 【社会福祉課所管分】

沖野委員長

**議案第119号「西予市授産施設条例の一部を改正する条例制定につい て」**を議題とし、課長の説明を求める。

河野社会福祉課長

議案書により説明を行う。

沖野委員長

質疑を諮る。

梅川委員

関連質問かまいませんか。あとの件でちょっと参考になるんですけども、条例を変えてこれを廃止することに対して、今の説明どおりでそれに対して異議はございませんけれども、例えば授産場を新しくやるときに、財源措置はどのようになるのかということだけ教えていただきたいんですけど。

横山生活福祉部長

暫時休憩を求める。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(9:49~9:51)

河野社会福祉課長

今ほどの梅川議員のご質問に対するお答えになりますが、授産施設に つきましては、社会福祉施設整備補助金という県の補助金がございま して、この補助金を利用して建設をしております。補助割合につきま しては手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをさ せていただきたいと思います。

沖野委員長

質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。

沖野委員長

採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。

沖野委員長

挙手全員により、議案第119号については当委員会においては原案可

決の旨を告げる。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(9:52~9:53)

沖野委員長

再開を告げる。

沖野委員長

議案第 125 号 「平成 27 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)」の内、 社会福祉課分を議題とし、課長の説明を求める。

河野社会福祉課長

予算書により説明を行う。

沖野委員長

質疑を諮る。

森川委員

(予算書)17ページの生活保護施行事業で、4,594千円を返還するということですが、これは利用者が減ったということでしょうか。

河野社会福祉課長

ただ今の森川議員のご質問ですけれども、この返還金につきましては、単純に補助の対象者が減ったということではなくて、様々な要因はありますけれども、対象者に対しましての生活扶助、医療扶助、住宅扶助等の扶助の金額が変わってきますので、それにより実績が確定しまして、当初予定していた金額よりも下回ったということでございます

酒井副委員長

保育士の確保が非常に難しくなっているという報告があったんですけれども、各保育所について難しいのか、全体で集中的に大きく定員をオーバーしているというか、定員が満杯になっているところがなっているのか、その点はいかがですか。

河野社会福祉課長

ただ今の酒井議員のご質問でございますが、保育士不足につきましては、これは全国的な大きな課題でありまして、西予市においても定員をオーバーしている保育所と、それから定員に満たない保育所がござ

います。どちらにつきましても、今年度から11時間保育ということになりまして、定員が満たしていようがいまいがそこに入所している児童数に対して、国の基準に準じて必要な保育士を配置しています。ところが、保育士の労働時間は7時間45分というふうに決められておりまして、それでも保育の時間は11時間ということになりますので、どうしてもクラス担任の保育士数だけでは足りなくなってきますので、その不足する時間に対応する保育士を確保しなければいけないということで、西予市全体を見まして保育士が不足している状況になっております。

酒井副委員長

保育士の労働基準法の中での時間と、それから週何時間の残業時間の 労基法で決められとる分と、そういうふうに上手にやっとられても足 らないということでございますか。

河野社会福祉課長

保育士の時間外勤務ということにつきましては、なるべく時間外勤務が発生しないように、ワークライフバランスを重視した働き方をしたいというふうに西予市としても考えておりまして、残業すれば良いというものではないと考えております。ですからその分不足する保育時間に対しては、非常勤職員や嘱託職員を必要な人数分、きちんとシフトが組める人数分を確保する必要があると考えております。

酒井副委員長

民間の保育所は結局労基法に決められた残業の中で運営をしていく という形が私は見えると思うんです。そしたら、西予市の公営施設の 中では、時間外労働はほとんどさせていないんですか。

河野社会福祉課長

保育所におきましても、時間外労働は全くさせていないわけではなくて、どうしても時間外に子供たちが帰ってからしなければいけないことがたくさんございます。ですからそういうことにつきましては、決められた予算の中で、時間外勤務手当も予算計上しておりますので、その中で時間外勤務もしていただいております。

酒井副委員長

庁舎内で保育士の資格を持っておられる職員が、私が数え上げたところでも結構おられるんですが、その人数の把握はされておりますか。 私を含めて、保育士の資格を持っている一般行政事務についている職員はおります。それは認識しておりますけれども、その数は把握はしておりません。

河野社会福祉課長

酒井副委員長

国の方も放課後児童健全育成事業とかいうことで保育に対して非常 に予算も付けておりますし、今後西予市では子供が住みやすい、子育 てしやすいよと考え方を持たれるんでしたら、もう一工夫、二工夫し ていただきたいと思います。これは保育所運営協議会の中にもたぶん 出てくる問題だと思いますので、またその時に論点を申し上げさせて もらいたいと思います。

沖野委員長

質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。

沖野委員長

採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。

沖野委員長

挙手全員により、議案第125号については当委員会においては原案可

決の旨を告げる。

沖野委員長 暫時休憩を告げる。(10:09~10:21)

【市民課所管分】

沖野委員長

再開を告げる

沖野委員長

議案第120号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定につい

**て」**を議題とし、課長の説明を求める。

三好市民課長

議案書により説明を行う。

沖野委員長

質疑を諮る。

酒井副委員長

隣保館の人事の任命権は市長にあるんですか。そこだけお伺いしま

す。どこにあるんですか。

三好市民課長

今言われましたとおり市長でございます。

梅川委員

隣保館として西予市の中に各旧町単位にあるのかないのか、それで何

カ所あるのかということだけお願いします。

三好市民課長

西予市における隣保館は、宇和ふれあいセンターと宇和小森会館の2

か所になります。

梅川委員

隣保館に関して、各旧町にもあったという記憶しておるんですけど、 そういう活動については、旧町単位ではいっさいそういうことはやっ

ていないということですか。

三好市民課長

暫時休憩を求める。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(10:25~10:26)

沖野委員長

再開を告げる。

三好市民課長

隣保館の活動につきましては、宇和の2か所以外は今はやっておりま

せん。

元親委員

今回、隣保館についての条例改正ですが、ということは、館長というのはふれあいセンターと小森会館、両方を1人が管理しているということですか。

三好市民課長

宇和ふれあいセンターに1名、宇和小森会館に1名、計館長は2名になります。

沖野委員長

質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。

沖野委員長

採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。

沖野委員長

挙手全員により、議案第120号については当委員会においては原案可

決の旨を告げる。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(10:27~10:28)

沖野委員長

再開を告げる。

沖野委員長

議案第 121 号 「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に

ついて」を議題とし、課長の説明を求める。

三好市民課長

議案書により説明を行う。

沖野委員長

質疑を諮る。

酒井副委員長

減らさなくてもいいのに、こうしてわざわざ条例変えて減らすのはど ういう背景があるんですか。各市の相対間でございますか。

三好市民課長

お手元にお配りしております資料等をご覧いただけますか。西予市におきましては、現在 18 名ということで、各市の状況とそして、被保険者数が平成 16 年西予市合併時に 23,382 人だったものが、平成 27年 11 月末現在で 11,978 人となっておりまして 11,404 人の減少になっております。その関係等がありまして、委員の数を見直したらどうかということでございます。

酒井副委員長

よく分かりました。資料をお配りしていただきましたので。西予市 18 名で、松山市が 17 名ということで松山市より多い状態となっているということで、他市と比べて結局それだけのものを減らすということでございまして、法的なものではないということでございますね。分かりました。

元親委員

この国保運営協議会に厚生常任委員会からも選ばれておるんですが、 この委員会から。我々委員会が審査すべき立場の人間が、ここにおっ て審査をして、我々何を審査するんですかということになると、委員 会のメンバーがここに入ることは疑問ということを僕はずっと前か ら思っているんですが、それはいかがですか。

横山生活福祉部長

その件については私の方からご答弁させていただいたらと思います。 元親委員おっしゃるとおり確かなことかなと思っておりますので、今 後この委員の条例改正が認められました次回の構成選出から、十分検 討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

酒井副委員長

関連になりますけども、いろんな委員会について、議決をする人間が 入っていたり、我々の所管じゃないですけど道路格付につきまして も、全議員が格付すると。このあたりの問題は、やはり委員会の委員 の選び方をやはりもう一度市全体で考えるべきだという、部署部署 で。そういうものがあると思うんですが、部長はどう思いますか。

横山生活福祉部長

確かに酒井副委員長がおっしゃるとおりでございます。生活福祉部、福祉事務所におけるそういう委員構成につきましては、今後十分配慮していかなければならないのかなと思っております。現在、地域包括ケアシステムの構築に向けて、いろいろ会議を設けておるところでございますけれど、その辺につきましても、今回申し訳ありませんけど、議員さんは構成委員から除けて検討をさせていただくことにもなっております。順次、委員会の任期とともにそれは検討していきたいと思います。

梅川委員

私の方からも重ねてその件について申し上げたいなと思います。常任 委員会を開かんでも、逆に言うたらそこで決議したらそのまま本会議 の議案に持って来んてもいいようなそういう状況が生まれるという のはあまり不自然かなと思って、12 年目経つんですけれども、やっ ぱりこれは常々思ってきた。ここでも同じなんですけども、やはり厚 生常任委員会の役目というのは、それが挙がってきたやつをなおかつ 慎重に審議をしながらどうかっていうのも持っていくべきだろうと 思うんです。この常任委員会だけではなく、その辺も含めてお考え願 ったらと思います。よろしくお願いします。

沖野委員長 質疑を諮

質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。

沖野委員長 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。

沖野委員長 挙手全員により、議案第121号については当委員会においては原案可

決の旨を告げる。

沖野委員長 暫時休憩を告げる。(10:36~10:41)

### 【高齢福祉課所管分】

沖野委員長

再開を告げる

沖野委員長・ 議案第126

議案第126号「平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とし、課長の説明を求める。

宇都宮高齢福祉課長

予算書、資料により説明を行う。

沖野委員長

質疑を諮る。

酒井副委員長

お配りいただきました総合事業移行のイメージ図でございますけど、 その中にですね、訪問介護で審査支払事業の中に、要介護1と2、それ以外の者というのは、3も4も5も全部入るんですか。それともそれ以外というのは、健常者の中で認知症とかそれらが出とられる方を 入れとるんですか。その点ちょっと教えてもらったらと思います。

宇都宮高齢福祉課長

ただ今の酒井委員さんのご質問にお答えします。それ以外というのは、こちらの総合事業というのが 65 歳以上の高齢者を対象としておりますので、要支援1、2とそれ以外という理解でよろしいかと存じます。

酒井副委員長

65 歳以上の健常者ということでよろしいんですかということを確認させていただきます。

宇都宮高齢福祉課長

すいません。言葉足りませんでした。酒井委員さんの申されるとおり、 健常者という理解でよろしいです。

梅川委員

一次予防、二次予防いっしょにして、この予算書の中では目が新目で 作られて振ってあるだけなんですが、この目的とメリット言うのは何 ですか。

宇都宮高齢福祉課長

先ほど総合事業の概要について説明させていただきましたとおり、趣旨の中にありますように市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とすることを目指すというのが目的であって、メリットで言えば以前もずっと検討されておりますように、いかに要介護者を減らすかというのが1番のポイントでありまして、その中でより地域の実情に応じた中で、健康なお年寄りをいっぱい地域で暮らして

いただきたいというのが趣旨であり、メリットかなと。要は、要介護 というか重度に移行される方を予防するということがメリットかと 考えおります。

梅川委員

言われること、文章も理解はできるんですが、どちらかと言うと抽象的で、一次と二次と介護予防・生活支援サービス事業と、その中でも訪問型と通所型と介護予防支援事業、一般介護予防事業でしょう。そういうふうに分けているとその方向付けがきちんとするんだけど、これいっしょになるんでしょ。だからいっしょに併せてさっき言われたような方向付けをきちんとするという意味で、それで捉えてよろしいですか。

宇都宮高齢福祉課長

はい。梅川委員さんのおっしゃるとおりでございます。そのようにご 理解いただけたらと思います。

元親委員

ちょっと非常に厳しい質問をするんですけど、予防医学であったり、 予防介護と言うのは非常に重要な事業の一つであると僕も理解する んですが、何事でもそうなんですけど、今がベストということはない と思うんですよね。当然改善の余地とかそれぞれ全部あると思うんで すが、この予防介護でいろいろな事業を行っているが、それが本当に 予防につながっているのかという検証ですよね。効果が上がっている のかという検証は、やはり定期的にやられておるのかどうか、そこを 確認させていただきたいと思います。

宇都宮高齢福祉課長

検証というか、我々事務事業評価の中でも、指標とか設けた中で判断しておりますので、まず第1点としては、要介護に移行される方が少なければそれなりの効果があるのかなと考えておりますが、今後この総合事業に移る関係で、今回は従来のサービスを基本として移行しますが、28年度中におきましては、また評価・検討しながら、新しいサービスについても見直しながら進めていくという考えの中で当課としては考えております。

元親委員

今の説明であれば、成果が出ておれば要支援、要介護の人たちの数が減ってくるということなんですけど、今現在減っていますかというと、おそらく逆に右肩上がりで増えているんじゃないかと思うんですよね。同じような環境で生きていくんだったら、当然何もしないよりもすることによって減るというのが本来であると思うんですけど、今の現状からすると、果たして成果が出ているんだろうかという疑問があるんですが、そこはいかがでしょうか。

宇都宮高齢福祉課長

説明員に答えていただきます。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(10:58~11:01)

沖野委員長

再開を告げる。

小玉高齢福祉課長補佐

ただ今のお尋ねですけれども、議員おっしゃるとおり介護認定率につきましては、20.数%微増の傾向がございます。これに関しましては、 軽度の認定者、要支援1、2あるいは要介護1の方が増えているとい う現状もございます。新しい総合事業を導入することによりまして、 多様なサービスの担い手が、地域の中で、通いやすい環境の中で限り なく要支援、要介護に近い方以外の、健常な方も含めて、そういった 介護予防の取り組み、そういう場に参画できるような環境づくりを進 めたいと考えております。今後、おっしゃられたような検証も進めな がら、どのような方法が、どのようなサービス提供がふさわしいか、 地域づくりの中で住民の皆さんとも相談しながら、考えていきたいと 思っております。

沖野委員長

質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。

沖野委員長

採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。

沖野委員長

挙手全員により、議案第126号については当委員会においては原案可決の旨を告げる。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(11:03~11:15)

#### 【環境衛生課所管分】

沖野委員長

再開を告げる。

沖野委員長

**議案第125号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第4号)」**を議 題とし、課長の説明を求める。

沖野委員長

予算書により説明を行う。

沖野委員長

質疑を諮る。

松山委員

備品購入費について、もう少し具体的な説明をお願いします。

酒井環境衛生課長

野村クリーンセンターでは、現在粗大ごみを回収する場所がございません。それで、施設を回収する時期ではないので、まずアームロール車、荷物を運ぶ車ですが、それの後ろにコンテナを3つ用意しまして、そのコンテナの備品購入費ですが、3つで木製品とかいろいろ区別して、粗大ごみを持って来ていただいた時に、もうそこに入れていただくと。そしてそこで一杯になるとアームロール車で運ぶという形のものの、コンテナ3つ分の備品購入費でございます。

元親委員

関連で構いませんか。今僕感心するのは、ごみの分別収集、これ非常に西予市レベルが高いと僕思うんですが、そのことによって、例えば合併当時 16 年度比べて、分別収集することによって、経費を1億円うかそうという話で進めてきましたが、今の実績というか効果というのはどういうふうに把握されとるんですか。

酒井環境衛生課長

私も来ました時に、その1億円のゴミの減量の時にはちょうど社会福祉課の方におりまして、その予算をそっちの回すという話がありましたんで、課長で来た時にその計算をさせていただいたんですけど、1億円という数字が漠然と先走りしているような感覚があったんですけど、リサイクル率も愛媛県で2位ですし、そういうことも考えると、1億円近い、1億円以上の年もありますけど、減額になっていると思っております。後ほど何トンでどうなったという資料はまたお渡しで

元親委員

きるかと思っております。

酒井環境衛生課長

それと関連になりますが、野村のクリーンセンターが 29 年で閉鎖ですかね。そうした場合に、これ試算ですけど、止めることによって発生する増額ですよね、八幡浜に持っていくことで発生する増額というのはどれくらいに試算されておるんですか。

これも試算ということで、西予市で野村で焼却した時、それを八幡浜 へお願いして委託するときの単価を手元にちょっと計算しとるもの があります。平成29年度で申し上げますと、八幡浜で焼却していた だく金額はトン当たり 31,484 円でございます。それと八幡浜市は大 規模改修などがありまして、29年、30年度まではその金額でござい まして、その償還が終わりますと31年度からは23,334円で計算をさ せていただいております。それに比べまして、西予市で自前で、西予 市これ全部ですけど、全部の物を燃やしたときはトン当たり 34,519 円。33 年度までその計算でございます。これはいわゆる西予市が焼 ける焼却炉を全部自前で建設したとして起こしたトン当たりの金額 でございます。西予市で計算しますと、日量36トンくらいの焼却炉 が必要で、この焼却炉の今現在の価格は、36 億円でございます。そ れを20年分で割って計算をしております。ただしこの計算の中には、 補助金は入っておりません。36 億円の中にいただけるとなると3分 の1くらいの補助金がありますので、もうちょっと西予市でするとき の単価は落ちてくるのかなと思いますが、それでもそこにはまた修繕 とか点検とかが入ってきますので、八幡浜に委託する方がやや安いん じゃないかなという計算をしております。

松山委員

酒井環境衛生課長

クリーンセンターの実態はどうかということをお聞かせ願いたいんですけど、野村クリーンセンターは今、粗大ごみの方はコンテナ3つで対応していくということなんですけども、他のところはどうなのかということ。例えば宇和清掃センターの場合は、今の施設解体して無くす方向で検討されて入るのか。明浜も今度新しく稲生にし尿処理場が出来た時に、粗大ごみの方、大崎でやっとられると思いますが、どうなるのか。城川も今どういう状況なのかお尋ねします。

1つの施設ずつ説明させていただきます。宇和の清掃センターにつきましては、議員さんもご承知のように今年度の予算でストックヤードとかの建設の設計委託料が上がっていると思います。平成28年度にその工事をいたしまして、今宇和町時代からの煙突がそのままになっております。これ国体で見苦しいのでそれを取り壊す。約1億円掛かると思いますが、そういうことであそこをきれいにしてそのまま使います。それから西部衛生センターは今の状況でいくと、市の衛生センターができるとあそこの処理はいらなくなるので、あと残りのビンや缶、ペットボトルの選別だけは残さないけんのかなと思っております。決定事項ではないんですが、すぐに宇和や野村に持っていくこと

は出来ないんじゃないかなと思います。それから野村は、1年前倒しで 29 年度で焼却を止めますが、そのままビンや缶、粗大ごみの収集をします。広さ的にも十分広いですし、場所的にも野村の方がオーケーを出していただいておりますので、続けられると思います。それから城川清掃センターは今日午後から見ていただきますが、リサイクルのためのペットボトルや容プラの処理をしておりますが、今現在と同じような使い方をしていくつもりでおります。

酒井副委員長

29 年度で西部衛生センターが無くなるんですか。あそこの広さ全体を見まして、大崎地域おこしの方で大崎の観光開発を現在やっております。その中で29 年度で終わった時点で、課長は今ビンとかそういうものの整理のため一時期使わなければいけないという発想でお話しましたけれども、地域の方であそこの事務所、宿泊・宿直室等々につきまして、観光開発のヤードとかそしていろんな自然と触れ合う地域というような形の案もあるようでございますので、その辺りも含めた形で検討をしていただいとったらと思います。

酒井環境衛生課長

観光ということで、所管が違いますので僕が回答することは出来ない と思うんですけど、ただ、そういうことで次の使い方が決まった時点 で、うちの方はビンとペットボトルを運ぶ運搬賃だけの問題となると 思いますので、それは可能ではないかなと感じております。

酒井副委員長

あそこのヤードは総面積どれだけありますか。

酒井環境衛生課長

宙で覚えておりませんので、後ほど調べてお答えさせていただきたい と思います。

沖野委員長

質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。

沖野委員長

採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。

沖野委員長

挙手全員により、議案第 125 号については当委員会においては原案可決の旨を告げる。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(11:29~11:33)

沖野委員長

再開を告げる。

横山生活福祉部長

挨拶を行う。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(11:34~)

# 平成27年第4回定例会 厚生常任委員会記録

		T					ı	, ,		
開	催					1時28分	招集場所	第2委員会室		
日	時	散会:平的	(27年1	2月9	日 午後	2時47分				
付 託事 件	•	陳情第 6号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書 陳情第 7号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書 陳情第 8号 地域医療を守るため病床の確保を求める陳情書								
		陳情第 13 号 まつば共同作業所新築移転についての陳情書								
出	席	沖野	健三	酒	井宇之吉    松山		山清	元親 孝志		
委	員	森川	一義	梅	川 光俊					
		生活福祉部長 横山博文			高齢福祉課力	長 宇都宮一	雄 健康づくり	推進課長 吉川多賀子		
		高齢福祉課長補佐 小玉浩幸			高齢福祉課障害福	社係長 長野静香	:			
⇒兴 口	日巳									
説明	月貝									
傍耶	恵者	なし								
沖野	季員	長	再開を告げる。 午後1時28分							
沖野委員長		長	陳情第13号「まつば共同作業所新築移転についての陳情書」を議題							
			とする。							
酒井副委員長		員長	書記へ陳情書の朗読を求める。							
原井川書記		陳情第 13 号を朗読。								
沖野委員長		担当である高齢福祉課職員への質疑を諮る。								
酒井副委員長		理事長と支援センター施設長とは職務はどんなに違うのですか。								
長野高齢福祉課障害福祉係長		理事長はNPO法人れんげ草の理事長でありまして、まつば共同作業								
		の施設長とはまた分けております。								
酒井副委員長		実際の利用者の管理、そして毎日の作業等々につきまして、専任の方								
			もおられますけれど、その方の上司に当たるのが施設長になり、組織							
		の長というのが理事長になると、こういう解釈でよろしいんですか。								
長野高	齢福祉	課障害福祉係長	はい。そのとおりです。地域活動支援センター、NPO法人れんげ草							
			に市の方は委託をしております。地域活動支援センターは宇和町に1							
			か所、野村町に1か所ございます。それの法人としてまとめていただ							
酒井副委員長			いているのが理事長ということで間違いありません。							
		ということは、宇和町にある分の施設長が佐藤さんで、野村にも施設								
			があると今おっしゃいましたけども、野村はまた別な作業所があって							
長野高齢福祉課障害福祉係長			施設長がおられるんですか。							
		野村にありますがたんぽぽ工房と言いまして、施設長が別におりま								
			す。							

元親委員

この陳情の金額等々は分かりますが、どれだけの物を建てるのでこの 金額が要るかという根拠ですよね。想像するに、坪30万円で100坪 建てて3000万円くらいかなと思うんですが、それくらいの規模の物 を想定された話ですか、これは。

横山生活福祉部長

その件につきましては私の方からお答えさせてもらいます。かなりアバウトな数字であると思っております。市の方に同様の陳情書が出ております。その時に金額の根拠の説明を求めたんですけれど、70坪の坪50万円で3500万円、500万円を自前で、あとの3000万円は資金がないのでということを伺っております。私どもとしましては、そういうアバウトでありますので、もう少し精査をしてくれということで今お願いをしているところでございます。

元親委員

ここで結論を出すためには、それがないと 3000 万円が決まるんです よね、はっきり言いますと。だからもう少し詳細な内訳書があって、 今言われたように自費の分がいくらで、補助がいくらかというものを もう少し明確にしないと、審査自体が非常に難しいんじゃないかなと いう気がしますが、その点いかがですか。

酒井副委員長 沖野委員長 沖野委員長 松山委員 暫時休憩を求める。

暫時休憩を告げる。(13:37~13:44)

再開を告げる。

今回の陳情に関して、精神障害者の小規模作業所ということで、新 しく移転して建てたいという趣旨だと思うんですけども、それでです ね、以前、知的障害者ですかね、ひまわり作業所は。あそこも同じよ うな陳情が出てきて、あれ宇和町の時代だったと思うんですけど、土 地を提供したと。その時に建物はどうするのかなと思っていたら、こ れは県の補助があったんですよね。それで建てられた。そういう経緯 があったんだけれども、今回の場合はそういった補助とかいろいろな 手法が使えると思うんだけれども、そういったことは検討されている んでしょうか。

長野高齢福祉課障害福祉係長

こちらの地域活動支援センターにつきましては、国の方の社会福祉施設の補助金というのがあるんですけれども、それに該当しない施設になるので、今のところ国の補助金はありません。以前、愛媛県の方が行っていた施設整備補助金もありましたが、今はもう既に基金が終了しておりまして、県の補助金もない状況にあります。

松山委員

それで今、補助はないということであったんですけれども、やっぱり補助の枠組みというのが、いろんな社会福祉の中で僕はもっとあるんじゃないかなという気がしてて、ぱっと市の基金とかそういったものを当てにして大半を出してくださいみたいに見えるんですね。だから陳情の中には人数的なこととか、どれくらいの人がどうとかいうのはなくて、地震があったらちょっと危なくて出ていかなくちゃいけんないんだよみたいな、そういうところは分かるんですけれども、もう少

長野高齢福祉課障害福祉係長

し精査をして。例えば作業内容を変えるとか、補助に合うものにする とかして、施設整備をしていこうというな方向を指導する必要がある んだと私は思うんだけれども、そこらはどうですか。

補助の対象となるのが、障害福祉サービス事業所という、就労で言いますと就労継続B型事業所とかそういったものは対象になるんですが、この地域活動支援センターというものは、地域生活支援事業という事業の中の1つのセンターということで、市がそういったものを市内に設けなければならないと定められており、その中で行っております。なので、一般的な障害福祉サービスとは違いまして、ただ単に就労だけを目的とした事業ではなくて、仕事・作業なども行いますが、作業が出来ない方でも、日中そこに集っていただいて活動の場としていただくのがもう1つの目的となっておりますので、そういう障害福祉サービスと地域支援事業という枠組みの中で補助の対象とはならない事業所ということになります。

横山生活福祉部長

補助金の対象にならないというお答えをさせていただいたんですが、 我々も県の方にお尋ねをさしてもらって、本人たちも県の方に自ら、 市が間違ったことをしてもいけないので、本人にも補助金を探しなさ いということで、本人も県の方と十分にやり取りした中で、やはり補 助金はなかったということでございました。

梅川委員

これは当然やらなきゃいけないことであろうということは間違いないでしょう。あまりにざっぱすぎるのと、資金源はどこで動いたのということを今朝聞いたのはこれを審議するために聞いたんですよ。だからその辺がどうなのかということ。今こうやって質疑したら補助はありませんよと出てくるじゃないですか。それと同じようにやっぱりこういう形になるというような、市にも陳情があるのならば、そういうのも含めてあるとやりやすいですわな、わしらは。

酒井副委員長

通所Ⅲ型というのは、松山委員が言うたような形ですか。ちょっとお 尋ねしときます。

長野高齢福祉課障害福祉係長

Ⅲ型というのは、地域活動支援センターの事業所の体系で、I型、II型、II型というふうな分け方がありまして、これは国の方の地域生活支援事業の中の地域活動支援センターとして認められるものの枠組みの中でⅢ型というふうになります。このⅢ型というのは、前段が小規模作業所からこちらの地域活動支援センターに移行したものがⅢ型というものになります。

酒井副委員長

現在あるところは、市の土地、市の建物という解釈でよろしいんでしょうか。当時 600 万円の改修を入れているんですが、建物の所有権は どこにあるかお聞きします。

横山生活福祉部長 酒井副委員長 全て市です。

そしたら跡地も何かに利用するという考え方もできるんですね、市は。

横山生活福祉部長

おっしゃるとおりです。

森川委員

あれ昔は魚市場やったんですが、魚市場を市が買うて作業所が利用しよるわけですが、今耐震性がいけんということで、移りたいという話のようです。

酒井副委員長

ということは、市が売却して財源を捻出することもやぶさかではないという考え方もできるのではないかと思ったりもします。とかくこの陳情書について、3000万円の金額が書いてありますけども、一番最後にあります「是非とも資金の助成をご検討いただきますよう」ということで、3000万円が固定して歩きますと、中々審議がしにくいと思います。前回の厚生常任委員会でもそういうことがありましたので、3000万円にこだわりなく、それは理事者が将来的に判断することだと、いろんな中で。それが採決したから3000万円にこだわるという採決をすると、非常に難しくなるんじゃないかと思いますが、その辺りは議員各位おられますので。以前の厚生常任委員会で、5000万円のいろんな問題があって、金額が書かれたがために非常に物議を醸して難しくなってたということがありますので、それはこだわる必要はないんじゃないかなと。理事者が判断することではないかなと思います。

沖野委員長 沖野委員長 沖野委員長 梅川委員

暫時休憩を告げる。(13:53~13:56)

再開を告げる。

委員の意見を求める。

基本的な、この作業所がいるということに対してはみんな共通認識だろうと思うんですよ。今、質問したり話しがある中で、まだどっちがどっちやら分からんということ。それから審議しても何も差し支えないと。もうちょっと精査して、市のもんなら市のもんでそれどうするかと。こちらもそうだしそれをどうするかと。そういう話し合いをしてもらわないと。無償借用に関してこれは市との話し合いです。あと、3000万円がぽこんと出てくるけん、これ何考えているんだろうという判断するんですよ。だから、時間をかけて継続審査にしても、何も現状の中では差し支えないんだろうと思うし、ちょっとまだ結論を出していくには時期尚早というものの判断を私はします。

沖野委員長

今、梅川委員より継続審査というようなご意見がありましたが、他の 委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

元親委員

継続審査にして3月が来て、その時期に継続審査になったら廃案になりますから、僕は問題をもう1回精査して、どこの分野を議会に陳情したいのか。土地を借用したいことなのか、建物を取り壊す費用を市が見てほしいのかいろいろあるんですよね。だから、もう1回さし戻した方が中途半端な結論出すよりはいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(13:40~13:40)

沖野委員長 再開を告げる。 今、継続審査というご意見が出ていますが、他にご意見は。 沖野委員長 酒井副委員長 私は前回の厚生常任委員会の、福祉会の金額が入った陳情書について は、やはりこの金額に問題があるので、継続審査か趣旨採択ができる のであればしていただきたい。法的にいろいろ問題があるんでした ら、継続審査にして3月に結論を出す形の方が。この場合は、3000 万円というのはどうもいつも引っかかって、金額が書いてあるのは議 会としてはなかなか。私はかまわないと思うんですけど、抵抗がある ということでしたら、継続審査ということでも結構です。 私もやっぱり継続審査として、3月までにこの3000万円の内訳をも 森川委員 う少し出してもらって、新築移転と資金の助成をこの作業所としては 考えているようですので、この3000万円の内訳を出してもらったら と思っています。 松山委員 私も休憩中にいろいろと考えたんですけど、やはりなぜそこじゃない といけないのかとか。先ほど言った田之筋小学校が移転した後を使っ たらなぜいけないの。耐震性ばっちりなんで。耐震性、耐震性という ことだったらそういうこともあるし、やはり市の施設の有効活用とい うこともあると思うんですよ。ですから皆さんの意見と同じように継 続審査でいいと思います。 梅川委員 これ継続審査にしても、詳細についてはなおかつ提出を願いたいとい う要請はできるんですよね。そういう方向で。 継続審査にしたって、この内容ではいくら時間かけたってできんわけ 元親委員 で、1回否決して、再提出は可能なんですから。我々としてはこの内 酒井副委員長

容では審査できないと。ですから、否決しました。内容を精査して新 たに提出してくださいで僕いいと思うんよな。 私は結局委員長報告で、こういう部分で、こういう問題点があったの で継続審査にしましたということになりましたら、また改めてこれ以 外に、今言いました否決してから出てくるということじゃなしに、継 続審査をしている間に、委員長が本会議で指摘したことに関して答え を出して、やっぱり陳情書を出してくるという方が、市民とのあれと しては議会としては柔らかくていいんじゃないかと私はこう思いま す。

確かに今言われたことは柔らかい1つのものである。そのことについ て私は否定するもんではない。それが出来るのかできないのか。議会 としてするのかしないのかということがなかったら、委員長が本会議 で報告しただけで自動的に向こうに行って、向こうから出して来るこ とはないよ。そのへんも含めて、ここでどうすべきかということをや るべきと違うかなと思いますが。

もし問題提起をしたうえでそういったものが出てこなかった場合は、 3月に否決したらいいわけで、私は単純にそう思います。

梅川委員

酒井副委員長

元親委員

僕はこの内容を残すと、あくまでも継続審査にしていくと、最終的にこの内容でイエスかノーか言わないけんなるんですよ。仮にですよ。向こうが修正して、これ積算起こして詳細に計算したら実は2000万円で足りたということになったら、今出とるのは3000万円を継続審査にするわけですから、あくまでも3000万円であれば、実質2000万円で出来るということになったら、この陳情書は否決になるんですよね、その時点で。

酒井副委員長

陳情書の扱いというのは、これこれこういう陳情書を出しといて、そして次の定例議会に新たな陳情書を出しても何らかまわないわけですから、出す人は。何らかまいませんよ。今までも我々の時もあったことがあるんだから。

元親委員

いやそれはかまわないんですけど、あくまでも継続審査としてしてるものはしてるものとして結論を出さないけんのですよね。

酒井副委員長

それはそのとおりです。ただしその時は継続審査の一方は否決する。 新しく出たやつは可決するということになるだけでしょう。

沖野委員長

議論は尽きないのでこのへんで採決を行いたいと思うんですけど、今 の元親委員が言われるのは不採択としての意見でよろしいんですか。 はい。

元親委員 松山委員

2人が議論されとるんで、私のそれに関する考えですけどね。例えば 3000 万円というので採択しても 3000 万円を担保するわけではないん ですよね。その結果 2000 万円になるかもしれないし、1500 万円になるかもしれない。それはまた行政が判断することなんで。ただこれは これで、継続して審査する。今日可決というような状況まではいかない。だからそれに見合った対応を委員会としては取るべきだということです。

沖野委員長

意見を求めるも他になく、採決に移る旨を告げ挙手表決により採決を 行う。

継続審査が4名、不採択が1名。

沖野委員長

挙手多数により、陳情第 13 号は当委員会においては継続審査とする 旨を告げる。

沖野委員長

暫時休憩を告げる。(14:06~14:08)

沖野委員長

再開を告げる。

沖野委員長

陳情第6号「安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を 求める陳情書」、陳情第7号「「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改 善の実現」を求める陳情書」、陳情第8号「地域医療を守るため病床 の確保を求める陳情書」を一括議題とする。

沖野委員長

担当である健康づくり推進課職員への質疑を諮る。

酒井副委員長

せっかくでございますので、吉川課長からこういう陳情が出てくる背景をご説明願ったらと思います。

吉川健康づくり推進課長

それでは、地域医療ビジョンの背景について、まずご説明をいたしま す。今回の地域医療ビジョン計画につきましては、国の方から各県に おりてきております。まず昨年3月末にこのような地域医療ビジョン のガイドラインというものが示されました。その中に、今ご質問にあ りました背景が記述してありますので、それをまず読ませていただき ます。「2014年6月の地域における医療及び介護の総合的な確保を推 進するための関係法律の整備等に関する法律の成立を受けて、地域医 療計画の考え方、作成プロセス等が大きく変わりました。今回の制度 改正のポイントは、高齢化のピークを迎える 2025 年を念頭に置いた 地域医療ビジョンを策定し、多様な関係者の協議により、医療需要の 変化に対応できる地域完結型の提供体制の計画を策定することです。 地域医療計画は 1985 年の第1次医療法改正による制度創設以降、数 次にわたる改正が行われてきましたが、2014年の第6次医療法改正 による制度改正は、これまでにない画期的なものでした。病院完結型 の医療から地域完結型の医療提供体制を構築するため、病床機能報告 制度、地域医療構想の策定、関係者による協議の場の設定、新たな財 政支援制度としての基金の創設、都道府県知事の権限の強化など、計 画実現の政策手段を含めて、制度改正が行われました。医療計画を絵 に描いた餅に終わらせない条件が併せて整備をされました。これまで の地域医療計画は、ややもすると医療提供者主導で策定されてきた傾 向がありますが、これからは都道府県・市町村等の行政関係者、医療 提供者のほか、患者、住民、保険者の立場の関係者も参画し策定する ことが求められております。」このようなことで、今回、多様な関係 者による地域医療計画の策定ということで、愛媛県でも昨年3月に八 幡浜・大洲圏域では19人の委員さんを委嘱して、協議が進められて いるところでございます。

酒井副委員長

吉川健康づくり推進課長

先般、厚生常任委員と市民病院との中でも、看護師不足、そして夜勤の問題とか、西予市民病院では責任者になるほど夜勤の責任を負わなければならない。こういう意見が出てまいりましたが、こういう問題についても、この中に当てはめて考えてよろしいんでしょうか。

本日は各委員の皆様に、今年度の調整会議あるいは戦略会議というものが設けられておりますが、その動き、スケジュールを配布させていただいておりますので、まずそれをご覧になっていただきたいと思います。資料の一番右にあります調整会議といいますのが、県内の各保健所単位で行われているものでございます。当市で言いますと、八幡浜・大洲医療対策圏域ということで、八幡浜保健所でこれまで2回の調整会議が行われました。一番直近の会議は10月26日にございまして、この中では病床数について、県の戦略会議の方から示されたものについて、各19人の委員さんがそれについての意見交換をされて、八幡浜・大洲圏域の病床数の承認がされております。今ご質問のあり

ました、介護、看護師不足等については、これまでそういった調整会議の中では出てきておりませんが、2025年問題は、広く地域包括ケアシステムあたりとの関連も深うございますし、広くとらえれば当然そういったことも含まれるものだと思っております。ただ現在は、会議の議題としては上がっておりません。

酒井副委員長

横山部長にお聞きするんですが、現状の処遇改善及び夜勤改善、医療介護の大幅増員。これは陳情として挙がって、我々も不足していることは認識しておりますが、こういう陳情が来て、そして非常に困っているというのが現場の方から出ているのか、それとも現在の西予市の現状はどうなのか。横山部長にちょっとお尋ねします。

横山生活福祉部長

陳情書については、今回私どもも出て初めて見た陳情書でございます。あと、看護師不足とかいろいろ介護士の待遇改善については、申し訳ないですが私の所管する部署ではないんで、十分把握はしてないんですけど、今、西予市においての医療体制をどうするかという中で、市民病院、野村病院、そして私どもの生活福祉部で協議を行っているところです。その中で、市民病院や野村病院からそういう話は伺っておるところでございます。

酒井副委員長

ここに出ておりますのは、介護従事者の勤務環境の改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出ということになっとるんですが。所管じゃないんですか、介護は。医療・介護の実現ですから、横山部長のところも入っているよという意味で聞きました。

横山生活福祉部長

介護につきましても、なかなか介護職員の待遇については、厳しいも のがあるとして実感しているところでございます。先般、ここで合同 就職説明会があったそうなんですけど、そこにも西予総合福祉会や野 城総合福祉会も合同説明会に出ておったそうなんですけど、誰も並ん でくれなかったという実態を後で聞いたんですけど、そういう中で常 時介護職員を募集しておるけどなかなか集まってこないというのは 伺っております。その原因としては、なかなか仕事が厳しい中でのそ こに見合う報酬がどうなのかということもまたあるのかなと思いま すし、介護職そのもの、基本的に人を扱う。そこの中に携わっていく というのは、なかなかこれは。最初の内はいいんだけど、本当に心か ら業務、仕事に入っていけるかというのも、なかなかそこで挫折する 人もあれば、天性に合って介護職に溶け込んでいける人もおるんだろ うけど、現実的には厳しいものがあるかなと思っております。そのよ うな中で、今回医療技術大学と、この前も一般質問の中でお話しさせ てもらったんですけれど、介護人材の育成ということで、3年間をか けて県の予算でそういう事業に取り組みたい。そこで併せて地域包括 ケアシステムの構築もやっていきたいなということを計画しており ます。

梅川委員

第3回調整会議というのはやられているの。

吉川健康づくり推進課長

梅川委員

第3回会議は現在日程調整中で、12月の予定で今進んでおりますが、 県の戦略会議の日程がやや遅れているという情報が入っておりまして、年明けの1月の開催になろうかと思います。

これなんで聞いたかと言いますと、八幡浜管内で、この陳情書3件あるわけよな。病床数を減らすとか勤務環境とかそういうものがあるんですけど、そしたら八幡浜保健所内で西予市に関してはこうなりますよというものがないと。この陳情書の3枚目にこういう記述があるんですよ。「21,000床を約6,000床削減し、15,000床にする計画を進めるために」と、これ愛媛県ですよ。「第1回愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議が開催され」と書いてあるんですよ。そうすると、西予市だけのことを言うてもいけんとは思いますけれど、全体で八幡浜管区の中で判断していくとしても、それであっても西予市が現実としてどう取り組まなければならないのというのが見えないの。だから質疑しても、陳情の内容が全部いけないというものではないんですよ。西予市としてはどうあるべきか、どこをどう考えるべきかというものがないの。もしそれが分かっていたら説明願いたい。

横山生活福祉部長

沖野委員長

沖野委員長

沖野委員長

梅川委員

酒井副委員長

元親委員

暫時休憩を求める。

暫時休憩を告げる。(14:22~14:26)

再開を告げる。

委員の意見を求める。

これこのことだけで、実際に数字が出てきてない、まだ管内で。これは変わらん方がいいんですよ、正直言って私らは。だから意見書を出してくれと言われたら間違いござんせんなと。反対ではないんです。しかしこれ、今も言うたように質問をした時に内容もまだ、実際の流れ方が分かってない。分かってしもうたら終わりかもしれませんけど、それが、方向付けが全然分かってませんので、きちんと何ぼか分かるまで、答えを出しようがないです、私は。

基本的に今の福祉の問題でそういう情勢は、地域の人口減の中に出て おりますので、やはり地方の医療とかそういうものを守るためには、 私は3案とも採択をして、意見書を国へ出すという手順をしていただ きたいと思います。

僕はひとつ危険性があると思うのは、提出者が愛媛県医療労働組合連合会で、ここの一側面だけの主張なんですよね。だから日本経済全体を見たときに、厳しいのはここだけかというと現実そうじゃない、いろんな分野あるんですよね。その全体の中の病院なら病院の処遇をどうするのかという話で、ここだけが理想的な労働賃金を求めてるやつに賛成していたんじゃ、僕はやっぱり片手落ちになる危険性があるんで、この出所が気に入らないという。市民から出とるんやったら賛成するんやけど、この人らは仕事として年何通出しなさいという形式で出されとると思うんですよ。僕はあまり気持ちは乗らない。不採択。

酒井副委員長

この陳情書というのは概略で全部出てくるんで、それを細部でこれはどっちなんだろうというような形で、やらなければならない時もあるでしょうけど、だいたい。そして出てくるところもそうでしょうけど、今回の議運の中でも、原発の問題についても同じところから出てきたやつを今までは審議にかけなかったということもありますから。やはり大きな流れで、時代の大きな流れの中で全体を捉える。一方をふくらませたら、一方もふくらませないけんのかという、そういう考え方をするのが本当でしょうけど、中々網羅的にとらえることは出来ませんので、この陳情書については採択。国とかそういうのは出したら国の方でまたこういうのが出ていると。ま、細かく細部まで責任を問われれば、そこまで責任を負えるまでの意見はございませんけれども、やはり陳情書について、細かく議論をやれるかというたら、ちょっとまだ、梅川委員が言いましたように、なかなかしにくいところはありますけど、私は採択として扱いたいと思っています。

梅川委員

これ確かに間違った陳情書ではないんですよ、全体的から言いましたら。しかしちょっと私個人の考え方言います。市民病院の中でさえ看護師の確保もそれを支えることもできないのに、大きなこと言って風呂敷広げたってなんちゃできるもんじゃないと思う、俺は。だから1つ1つ、足元からこれはやっていくべきじゃないのか。だから出所がどうのこうのもこれも物の判断の1つとしてあるんだけれど、これわあっと持っていって解決になります。だから私は、逆に言うたら足元からきっちりと動くべきであろうと思います。

元親委員

僕は出所にこだわるのは、こういうの共産系が多いんですよね。共産系は社会主義的な発想で、物事を押し進めようとする。我々は自由経済で生きていこうとしている。もう完全にスタート時点が違うんですよね。だからこれは出所によって。ぼくはびっくりしたのは新居浜に病院があるんですが、あそこが振動病の認定をせいと脅してきてね。とことん脅すんですよ。八幡浜基準局へ言ったら、言うこと聞いてあげてくださいと基準局まで言うと。これは余談ですけど、やっぱり根本的に自由主義と共産主義の生き方というのは我々違うわけで、ここの共産系から出てくる流れというものに我々果たして同調できるかどうかというのは大きな違いがあると思うんですよね。ここの労働組合連合会が中立な施策をやっているんなら、考えておるならそれはそれで真摯に受け止めますが、偏った方向でこういう意見を出してくるであれば非常に要注意だなというふうに思います。

松山委員

ま、例えば、「安心・安全な医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」という、このタイトルで大幅増員を求めると書いてあるわけですよね。3つを通して言えるのは、労働組合連合会が自分たちを良くしてくださいねというような陳情書なんですよ。だから社会全体を見直すとか制度を見直すとかそういうことじゃなくて、自分

たちの労働条件とかを改善するのに、なぜか市議会に言うてきとる と。市議会を味方にしようという意図があって、これを出してきとる ところがあって、だからこれはちょっと労使交渉の片棒を担うような 形になるんで、ちょっと僕は市議会でこれを認めるのはそぐわないよ うに思います。ですからもうちょっと観点が違う、労働組合の活動と、 我々が求めている医療の制度の見直しとか充実とは違うんじゃない かなというのは、私この3つ読んで思うことです。 酒井副委員長 私は会長さんがこういう形でなっておりますけども、愛媛県本部医療 介護評議会に、西予市の市民病院の介護やっている人とか、そして看 護師さんとかは入っていなのかと。私は入っていると思っていますん で、入っている人たちが、議会はこういう我々の代表が出したのに反 対したんだという考え方で取られるんじゃないかという考え方があ りますんで、私はさして、いろんな思惑はありましょうけれども、全 体でとらえた時には私は今回、なるほど元親委員さんがおっしゃるこ ともよく分かりますけれども、私は賛成をいたします。 暫時休憩を告げる。(14:25~14:45) 沖野委員長 沖野委員長 再開を告げる。 いろいろ議論をいたしましたけれど、書いていること、言っているこ 酒井副委員長 とは非常に時代に合った形で私は採択という形でしておいりました けれども、精査しているところによりますと、陳情団体につきまして 私は違和感がございますので、やはり反対ということに変えさせてい ただきます。 意見を求めるも他になく、採決に移る旨を告げ挙手表決により採決を 沖野副委員長 行う。 沖野副委員長 挙手全員により、陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号は当委員会に おいては不採択とする旨を告げる。

議案審査がすべて終了した旨を告げ、閉会宣言を行う。

閉会 午後 2時47分

沖野委員長